

(R7.5.12)

島根県土木総務課建設産業対策室 武田、永島

TEL : 0852-22-5388 FAX : 0852-22-5782

E-mail : shimane-kensetsu@pref.shimane.lg.jp

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置対象業者及び指名停止措置期間

商号又は名称	代表者氏名	住 所	措置期間
日新興業（株） 大臣-第6540号	千種 成一郎	大阪府大阪市淀川区 三国本町 1-12-30	令和7年5月13日から 令和7年7月12日まで (2か月)

2. 指名停止措置の範囲

島根県が発注する建設工事等について、指名停止とする。

3. 事実概要

日新興業（株）は、建設業法施行令第1条の2に規定する額を超える下請け契約を、建設業許可を有していない者との間で締結した。このことが建設業法第28条第1項第6号に該当するとして、国土交通省近畿地方整備局長より監督処分（10日間の営業停止処分）を受けた。

4. 指名停止措置理由等

同社が、建設業法違反による監督処分（営業停止処分）を受けたことは、「建設工事等入札参加資格者に対する指名停止等に係る措置要綱」別表第2第8号に該当する。

なお、指名停止措置期間は2か月とする。

〈指名停止措置要綱 別表第2〉

措 置 要 件	期 間
<p>（建設業法違反行為）</p> <p>8 建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（前号に掲げる場合を除く。）</p>	1カ月以上9カ月以内